

国家戦略特別区域 区域計画 (案)

目 次

1. 東京圏	1
2. 関西圏	3
3. 福岡市・北九州市	4
4. 沖縄県	5

東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（2）名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

（国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業）

①～②⑦ 略

②⑧ エスパシオミサキマリリゾート株式会社が、二町谷地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした観光施設、宿泊施設、住宅等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙81のとおり変更する。

【令和3年度着工予定】

＜市が定める都市計画に係るもの＞

・二町谷地区地区計画 別紙81

②⑨～③① 略

③② 中央日本土地建物株式会社、独立行政法人都市再生機構、住友不動産株式会社が、虎ノ門一丁目東地区において、虎ノ門駅周辺の交通結節機能の強化や、霞ヶ関との近接性を活かしたビジネス支援施設を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙90～92のとおり決定又は変更する。【令和4年度着工予定】

＜都が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画都市再生特別地区（虎ノ門一丁目東地区） 別紙90

・東京都市計画地区計画虎ノ門駅南地区地区計画 別紙91

＜区が定める都市計画に係るもの＞

・東京都市計画第一種市街地再開発事業虎ノ門一丁目東地区第一種市街地再開発事業 別紙92

（6）名称：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁 関連事業

内容：二国間協定に基づく外国医師の業務解禁

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

増大する外国人患者のニーズに応えるため、下記のとおり、二国間協定の締結又は変更により、各医療機関において新たな外国医師の受入れなどを行い、全ての外国人患者に対する診療を実施する。

①～③ 略

④ トウキョウ メディカル エンド サージカル クリニック(東京都港区):
イギリス人1名【平成29年9月より実施】、アメリカ人1名【令和3年9月
より実施】

⑤ 略

関西圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(22) 名称：国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業

内容：創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（国家戦略特別区域法第16条の6に規定する国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業）

以下に掲げる地域を管轄する地方公共団体が、創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、当該地域内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和3年中に実施】

内容：創業人材の事業所確保に係る特例

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（創業人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例）を活用して創業活動を行い、在留資格「経営・管理」の初回の在留期間更新から最大1年後の在留期間更新許可申請時までの間は、確保すべき事業所について、京都府が認定するコワーキングスペースやシェアオフィス等の独立性のない区画を認めることを可能とし、京都府内における外国人による創業活動を促進する。

① 京都府全域【令和3年中に実施】

福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(15) 名称：国家戦略特別区域海外大学卒業外国人留学生の就職活動支援事業

内容：海外大学卒業外国人留学生の就職活動継続に係る在留資格に関する特例
(国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業)

以下に掲げる地域に所在し、かつ、当該地域を管轄する地方公共団体から一定の要件を満たしていることの確認を受けた日本語教育機関を卒業した一定の要件を満たす外国人留学生については、卒業後の就職活動の延長のための在留資格「特定活動」を特例的に認めることにより、外国人留学生の日本企業への就職を促進する。

① 北九州市全域【直ちに実施】

② 福岡市全域【直ちに実施】

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

（1）名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

（国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業）

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下の i)・ii)・iii) 及び別紙のとおりとする。（事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。）

i)・ii) 略

iii) 株式会社ジャパンエンターテイメント

・オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前 今帰仁村道